

2015年1月 いよいよ施行！
相続税増税の影響と対策

**2015年1月 いよいよ施行！
相続税増税の影響と対策**

Part 1 相続税はどう変わる？ 影響は？

Part 2 相続税の負担を軽減するには？

Part 1 相続税はどう変わる？ 影響は？

相続税改正の概要

(出所)大和総研作成

	2014年12月31日以前の相続等	2015年1月1日以後の相続等
基礎控除 (課税最低限)	5,000万円＋法定相続人の数×1,000万円	<u>3,000万円</u> ＋法定相続人の数× <u>600万円</u>
税率	10%、15%、20%、30%、40%、50%の 6段階	10%、15%、20%、30%、40%、 <u>45%</u> 、50%、 <u>55%</u> の 8段階
小規模宅地等の特例 (土地の評価の減額規定)	居住用最大240㎡まで、事業用最大400㎡まで 80%減額可能 (居住用と事業用を併用する場合は <u>限度面積の調整あり</u> 。 <u>合計最大400㎡</u> まで80%減額可能)	居住用最大 <u>330㎡</u> まで、事業用最大400㎡まで 80%減額可能 (居住用と事業用は <u>別枠で併用可</u> 。 <u>合計最大730㎡</u> まで80%減額可能)
未成年者控除	(20歳－相続人の年齢)×6万円を税額控除	(20歳－相続人の年齢)× <u>10万円</u> を税額控除
障害者控除	(85歳－相続人の年齢)× 6万円または12万円を税額控除	(85歳－相続人の年齢)× <u>10万円または20万円</u> を税額控除
土地等の譲渡益課税に おける相続税額の 取得費加算	<u>相続したすべての土地等にかかる相続税相当額</u> を 取得費に加算可能	<u>譲渡した土地等に係る相続税相当額のみ</u> 取得費に加算可能

Part 1 相続税はどう変わる？影響は？—①税率の改正

相続税額の速算表

課税遺産総額のうち 法定相続分の金額	2014年12月31日以前の相続等		2015年1月1日以後の相続等	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
1,000万円以下	10%	0	10%	0
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下			45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

(出所)大和総研作成

税率引き上げの影響を受けるのは、相続人が1人だけの場合でも課税遺産総額が2億3,600万円(2億円+基礎控除3,600万円)超の場合に限られる。

Part 1 相続税はどう変わる？影響は？—②税額はどう変わる？

法定相続人数別・法定相続分通りに相続した場合の相続税額の総額(単位:万円)

課税価格	子1人		子2人		配偶者と子1人		配偶者と子2人	
	2014年 以前	2015年 以後	2014年 以前	2015年 以後	2014年 以前	2015年 以後	2014年 以前	2015年 以後
5,000万円	0	160	0	80	0	40	0	10
6,000万円	0	310	0	180	0	90	0	60
7,000万円	100	480	0	320	0	160	0	112.5
8,000万円	250	680	100	470	50	235	0	175
9,000万円	400	920	200	620	100	310	50	240
1億円	600	1,220	350	770	175	385	100	315
2億円	3,900	4,860	2,500	3,340	1,250	1,670	950	1,350
3億円	7,900	9,180	5,800	6,920	2,900	3,460	2,300	2,860
5億円	17,300	19,000	13,800	15,210	6,900	7,605	5,850	6,555
10億円	42,300	45,820	37,100	39,500	18,550	19,750	16,650	17,810
20億円	92,300	100,820	87,100	93,290	43,550	46,645	40,950	43,440

(注)未成年者控除・障害者控除などの適用はないものとする。配偶者がいる場合、配偶者の相続税額はゼロであるため、実際には子による相続税額の総額を示す。

Part 1 相続税はどう変わる？影響は？

—③相続税が課税されるのはどのようなケース？

配偶者が遺産を相続する場合、「配偶者の税額軽減」が受けられる。
配偶者の相続分については、1億6,000万円か、法定相続分いずれか大きい方までの課税遺産総額について相続税がかからない。

→夫婦のうちいずれかが亡くなる「1次相続」においては、
(配偶者が大半の遺産を相続することで)相続税がかからないケースが多い

夫婦のうち残された方も亡くなる「2次相続」においては「配偶者の税額軽減」を受けられないため、基礎控除額(3,000万円+法定相続人数×600万円)を超える課税遺産総額があると、相続税が課税されることになる。

→課税遺産総額が基礎控除額を超えるか否かは、自宅の土地の評価額
(特に、小規模宅地等の特例の適用を受けられるか否か)が大きく影響

※「1次相続」から10年以内に「2次相続」が発生した場合、「1次相続」の際に負担した相続税額の一部が「2次相続」の際に税額控除される(相次相続控除)

Part 1 相続税はどう変わる？影響は？—④小規模宅地等の特例

小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)

相続開始の直前において、被相続人の居住の用に供されていた宅地等については一定の要件を満たすことで限度面積まで、**最大80%**の評価額の減額を受けられる。

限度面積 2014年12月31日以前の相続等 …240㎡
2015年1月1日以後の相続等 …**330㎡**に拡大

減額を受けるためには、取得者ごとにそれぞれ下記の要件を満たす必要がある。

●配偶者が取得する場合 …無条件に減額を適用できる

●被相続人と同居していた親族…相続税の申告期限まで継続してその宅地等を居住・保有していること

●被相続人と同居していなかった親族 …以下の①～⑤の条件をすべて満たすこと

- ①相続開始時において国内居住要件等を満たすこと
- ②被相続人に配偶者がいないこと
- ③相続の直前において被相続人と同居していた相続人がいないこと
- ④相続開始前3年以内に取得者(およびその配偶者)が保有する家屋に住んでいたことがないこと
- ⑤相続税の申告期限までその宅地等を保有していること

Part 1 相続税はどう変わる？影響は？

—⑤小規模宅地等の特例の適用の有無で税額はこんなに違う！

【設例】

以下の財産を有するAさんが2015年1月1日以後に亡くなり、
Aさんの財産は唯一の相続人である子が相続した。

- ◆自宅の土地・・・相続税評価額で7,500万円(小規模宅地等の特例適用前)
- ◆その他の資産(家屋、預貯金、有価証券など)・・・相続税評価額で2,000万円

●自宅の土地に小規模宅地等の特例が適用されないと・・・
課税遺産総額9,500万円 →相続税額は1,070万円

●自宅の土地に小規模宅地等の特例が適用されると・・・
自宅の土地の評価額は7,500万円から80%減額され、1,500万円に
課税遺産総額3,500万円
→これは基礎控除(相続人1人のため3,600万円)の範囲内なので相続税額はゼロに

Part 2 相続税の負担を軽減するには？

●相続税の評価額を圧縮する

- ・小規模宅地等の特例を活用する
- ・死亡保険金の非課税枠を活用する

●生前贈与を行い、相続財産そのものを減らしておく

- ・教育資金の一括贈与非課税制度
- ・住宅取得等資金の非課税枠
- ・暦年課税での贈与（NISAの活用も一案）

（子・孫の結婚・妊娠・出産・育児を支援するための贈与の非課税制度）

Part 2 相続税の負担を軽減するには？—①死亡保険金の非課税枠

- 被相続人が保険料等を負担した生命保険金等(死亡保険金)は、みなし相続財産として相続税の課税対象となる
ただし、死亡保険金には**500万円×法定相続人数**の**非課税枠**がある。

→預貯金のまま相続するよりも、終身の生命保険に加入し相続時に相続人が保険金を受け取るようにすると
非課税枠の分、**相続税の課税価格を圧縮**することができる

- 生前に受取人を指定**できること、確実に現金を渡せるため
納税資金を確保できることも生命保険のメリット

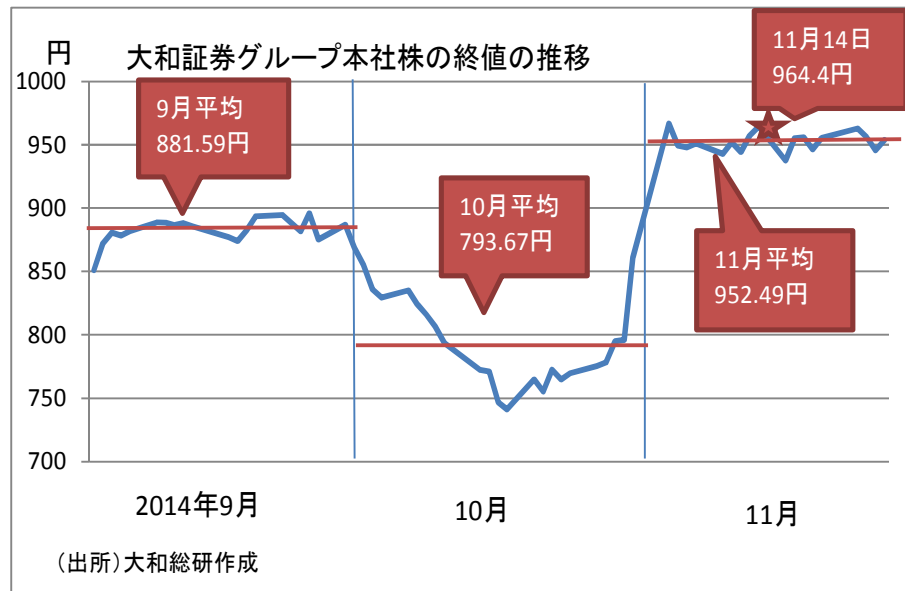
Part 2 相続税の負担を軽減するには？—②上場株式・投資信託の評価額

- 上場株式の相続税の評価額は次の①～④のうち最も低い価格となる

- ①相続等(死亡)の日の最終価格
- ②相続等の日の属する月の毎日の最終価格の月平均額
- ③その前月の毎日の最終価格の月平均額
- ④その前々月の毎日の最終価格の月平均額

例えば、相続等の日が**11月14日**である場合
相続した株の株価が右図のようであったとすると

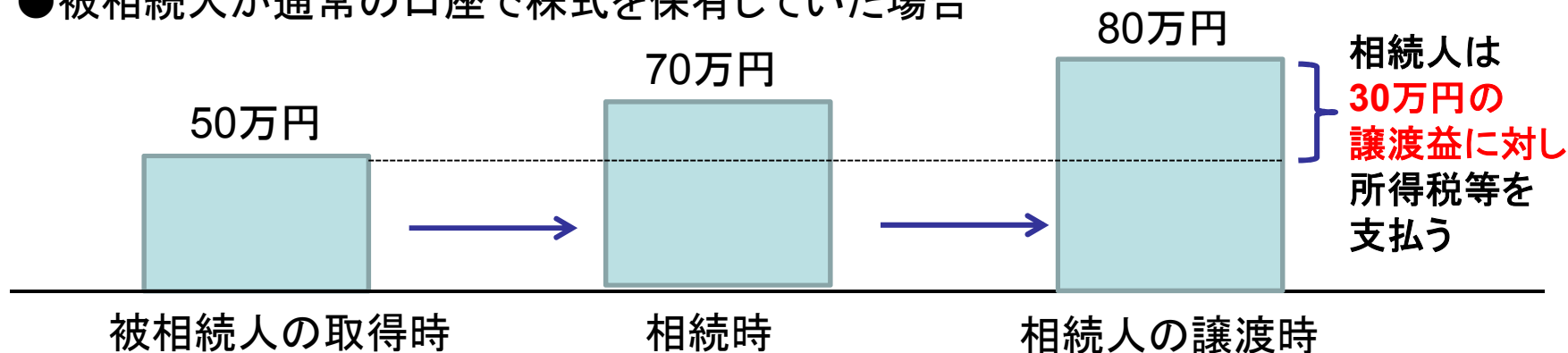
①～④のうち**最も低い価格**は
10月平均の793.67円であるため、
相続税の**評価額は793.67円**
(実務上は円未満を切り捨て793円)となる。



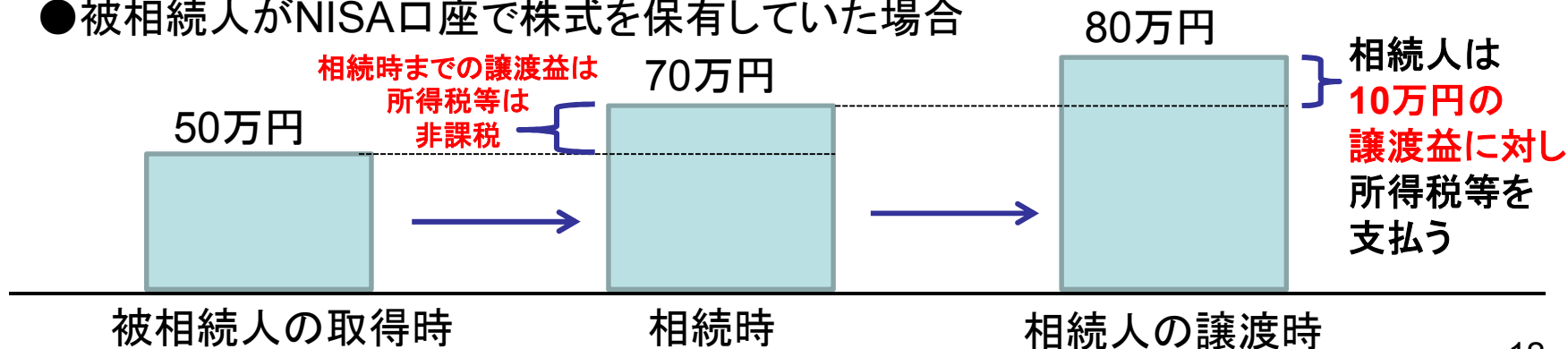
- 証券投資信託の相続税の評価額は、
課税時期(死亡の日)の基準価格をもとに
解約請求した場合の源泉税相当額・手数料等を控除して算出する
(上記の過去3カ月の月平均値を参照する規定は適用されない)

(参考) 相続財産の取得価額は原則として被相続人の取得価額を引き継ぐ

● 被相続人が通常の口座で株式を保有していた場合



● 被相続人がNISA口座で株式を保有していた場合



Part 2 相続税の負担を軽減するには？—③教育資金の一括贈与非課税制度

教育資金の一括贈与非課税制度の概要

贈与者(贈与をする者)	贈与を受ける者の直系尊属(父母、祖父母など) →金融庁・文部科学省は直系尊属の要件を外すよう要望中
受贈者(贈与を受ける者)	30歳未満の贈与者の直系卑属(子、孫など) →金融庁・文部科学省は直系卑属の要件を外すよう要望中
贈与の方法	信託会社・銀行・証券会社等と教育資金管理契約を結び、専用の口座に資金を 拠出し、管理する
教育資金管理契約への 非課税拠出額の限度額	贈与を受ける者1人につき1,500万円まで (贈与する側の人数や金額については制限なし)
拠出できる期間	2013年4月1日～2015年12月31日 →金融庁・文部科学省は制度の恒久化を要望中
贈与税の扱い	・専用の口座への資金の拠出時は贈与税非課税 ・専用の口座から支払われた資金は、下記の教育費に使い領収書等を金融機関に 提出すれば贈与税非課税 (教育費に使われなかった金額および領収書を提出しなかった金額については 30歳到達時等に贈与税の課税対象となる)
対象となる教育費	①学校等の授業料等②習い事の費用等③学校等の学用品等の3種 ただし、②③は合計して上限500万円まで

Part 2 相続税の負担を軽減するには？ —④住宅取得等資金の非課税枠

住宅取得等資金の非課税枠の概要

贈与者(贈与をする者)	贈与を受ける者の直系尊属(父母、祖父母など)
受贈者(贈与を受ける者)	20歳以上の贈与者の直系卑属(子、孫など)
資金使途	居住用住宅の新築(新築に伴う土地の購入も含む)、 中古住宅の取得、増改築
非課税枠 (2014年入居の場合)	省エネ等住宅に該当する場合…1,000万円 その他の場合…500万円 →国土交通省は最大3,000万円に拡大することを要望中
適用期限	2014年12月31日までの贈与であり、 かつ、贈与のあった年の翌年3月15日までに入居すること →国土交通省は延長を要望中

制度は一度、**2014年12月31日**で期限切れとなる。

→2014年12月30日に「平成27年度税制改正大綱」を公表予定

(出所)大和総研作成

Part 2 相続税の負担を軽減するには？ -⑤暦年課税での贈与

- 受贈者(贈与を受ける者)において、**年間110万円までの贈与**については贈与税はかからない。
→ 受贈者1人あたり年間110万円以内の金額を、適宜、生前贈与し、相続財産を減らしておく方法が考えられる。
- NISAの非課税枠が年間100万円(**金融庁は120万円への拡大を要望中**)であり、受贈者が、贈与を受けた財産についてNISAを活用して運用する方法も考えられる。
- **金融庁は、20歳未満の未成年者に対してジュニアNISAの創設を要望中**

金融庁要望のジュニアNISA(案)の概要

項目	摘要
制度を利用可能な者	0歳～19歳の居住者等
年間投資上限額	80万円
非課税対象	上場株式、公募株式投信等（※成人NISAに準ずる）
投資可能期間	平成35年まで（※成人NISAに準ずる）
非課税期間	投資した年から最長5年間（※成人NISAに準ずる）
運用管理	<ul style="list-style-type: none">・ 原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う・ 18歳まで払出し制限を課す ※ 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しを可能とする

(出所)金融庁「平成27年度税制改正要望項目」(平成26年8月)

暦年課税の贈与の税率の改正

特例贈与財産・・・直系尊属から20歳以上の者(子、孫など)への贈与
 一般贈与財産・・・特例贈与財産以外の贈与

贈与税額の速算表

受贈額(110万円控除後)	2014年12月31日 以前の贈与		2015年1月1日以後の贈与			
	税率	控除額	一般贈与財産		特例贈与財産	
			税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	-	10%	-	10%	-
200万円超 300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円	20%	25万円	15%	10万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円	30%	65万円	20%	30万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	40%	125万円	30%	90万円
1,000万円超 1,500万円以下	50%	225万円	45%	175万円	40%	190万円
1,500万円超 3,000万円以下			50%	250万円	45%	265万円
3,000万円超 4,500万円以下			55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	400万円	55%	640万円

← 税率
引き下げ

← 税率
引き上げ

(参考)相続時精算課税

相続時精算課税の概要

	2014年12月31日以前の贈与	2015年1月1日以後の贈与
利用できる贈与の条件	65歳以上(注)の親から 20歳以上の推定相続人(子または代襲相続人である孫)への贈与	<u>60歳以上</u> の親から 20歳以上の推定相続人または <u>孫</u> <u>(代襲相続人でない孫を含む)</u> への贈与
特別控除額	2,500万円	
贈与税率	特別控除額を超えた分の贈与に対し、税率20%	
注意点	<ul style="list-style-type: none">・相続時精算課税で贈与を受けた財産は<u>贈与時の時価</u>で相続税の課税対象に加算される(贈与時に支払った贈与税額は相続税額から控除できる)。・一度相続時精算課税を選択すると、以後の贈与については全て相続時精算課税の対象となる(暦年課税には戻せない)。	

(注)住宅取得等資金の贈与の場合、贈与する者の年齢に条件はない。

(出所)大和総研作成

Part 2 相続税の負担を軽減するには？ —⑥検討中の施策

子・孫の結婚・妊娠・出産・育児を支援するための贈与を目的に設定する信託に係る贈与税の非課税措置等の創設(金融庁、内閣府の要望)

金融庁・内閣府は、

子・孫の結婚・妊娠・出産・育児を支援し少子化問題に対応するために、信託等の機能を活用し、結婚、妊娠、出産、育児の費用について一括して子・孫へ贈与を行った場合について一定額に対して非課税措置を講じるとしている。

→2014年12月30日に発表予定の「平成27年度税制改正大綱」に注目

まとめ

- 何も対策しないと相続税額は多くなるが
相続税額を減らす方法は多数ある
- まずは相続財産の現状を把握し
親子で対策を考えよう